

2024年10月22日

内閣総理大臣 石破茂 殿
外務大臣 岩屋毅 殿
経済産業大臣 武藤容治 殿
環境大臣 浅尾慶一郎 殿

全大阪消費者団体連絡会

大阪市中央区本町 2-1-19-430
電話 (06) 6941-3745

国際プラスチック条約の国際交渉合意に向けた要望書

OECD (2022年、「Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060」)によると、2019年に世界で4.6億トンのプラスチックが消費され、3.5億トンが廃棄されています。このまま対策を取らなければ、2060年には約3倍の12.3億トンが消費され、10.1億トンが廃棄されるとしています。廃棄物管理システムから外れ、管理されていない廃棄物集積場、露天での焼却、陸域・水域環境への漏出に行き着くプラスチックは2019年の7900万トンから1億5300万トンへ倍増すると予測しています。

プラスチックの99%は化石燃料から製造されており、採掘、生産、消費、廃棄までのライフサイクル全体で温室効果ガスの排出源になっています。マイクロプラスチック・ナノプラスチックとそこに含有・吸着する有害化学物質による海洋・河川・陸・大気汚染、ヒトを含む生体への影響への懸念が高まっています。プラスチック汚染対策は急務となっています。

弊会は他団体と共同で、2020年から「家庭のプラごみ調べ」を実施してきました。そこでは、プラスチックごみを減らすため消費者も工夫していくがそこには限界があり、企業活動に対する誘導・規制策が重要であるとの声が寄せられています。前記のOECD報告書でも、世界全体で厳しい対策をとれば、2060年の消費量、廃棄量を3分の1減らし、陸域・水域環境への漏出に行き着くプラスチックを600万トンに減らすことができるとして、対策の重要性を示しています。

この間、国際社会では、2022年の国連環境総会決議「プラスチック汚染を終わらせる」に基づき、条約策定に向けて交渉が行われてきました。2024年末までに作業を終えるとの国際合意を踏まえて来月25日から釜山で開かれる第5回政府間交渉委員会において、実効性ある条約の実現のために、日本政府が以下の内容を含めた積極的な行動をとることを求めます。

1. プラスチック生産量総量の削減

温室効果ガス排出量を削減し、環境汚染と生体影響を回避するためには、総量削減に取り組むことが不可欠です。世界共通の目標を設定し、各国がその実現に向けた削減に取り組む枠組みが実現するように取り組んでください。

2. プラスチックに含まれる懸念される化学物質の使用禁止

UNEP の技術報告書に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている 10 種の「懸念化学物質」をリスト化し、これらについて、世界一律での禁止に向けた措置が実現するように取り組んでください。

3. 回避可能なプラスチック製品の使用禁止

使い捨てプラスチック製品や意図的に添加するマイクロプラスチックについて、世界一律での禁止に向けた措置が実現するように取り組んでください。

4. その他

持続可能な循環型の製品設計、廃棄物の適正管理、環境中に漏出したプラスチックの回収について、具体的な措置が盛り込まれるように取り組んでください。その際、拡大生産者責任、汚染者負担の原則の徹底に取り組んでください。

また、今後の条約交渉や国内措置の検討に当たっては、市民社会や若者世代が参画できるように取り組んでください。

以上